

# 「少額特例」における1万円未満の判定単位

- 一定規模以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る**支払対価の額（税込み）が1万円未満**である場合には、**一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）**が設けられている。
- この**1万円未満**については、**一回の取引**の課税仕入れに係る金額（税込み）で判定することになるため、基本的には、**取引ごとに発行された納品書や請求書といった書類等の単位で判定**することが考えられる。

## パターン1

X月3日

5,000円

請求書発行・精算

X月10日

7,000円

請求書発行・精算

➡ それぞれを一取引として判定

## パターン2

X月3日

5,000円

7,000円

計 12,000円

同時に購入



商品単位ではなく、一取引  
12,000円で判定

## パターン3

X月分

100,000円

(稼働12日)

月単位で契約



1回当たりを計算すれば1万円未満となるが、  
一取引は一月単位  
(100,000円)で判定

## パターン4

X月2日

8,000円

X月15日

8,000円

別々に購入

X月31日

X月分

16,000円

月まとめ請求



月まとめ請求書ではなく、それぞれの取引単位  
で判定